正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

イ　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

ウ　入札書には①据付等設置料、②月額賃貸借料に48ヶ月間を乗じた額及び③48ヶ月間の保守を想定した場合の１枚当たりの保守単価に１ヶ月の想定複写枚数を乗じた額の48ヶ月分の保守料を加えた①、②及び③の総価を記載し、入札内訳書を必ず添付すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。（消費税を除いた価格を入札書に記載する。）

2　競争参加資格

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者でること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　平成28・29・30年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の「A」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑶　防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

⑷　会社更生法、又は民事再生法による手続開始（更生・再生）の申立てがなされている者（再度級別の格付けを受けた者を除く。）でないこと。

⑸　暴力団関係者の排除

ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは、契約を行わない。

3　入札手続等

⑴　担当部局　〒330―9721 埼玉県さいたま市中央区新都心２―１　北関東防衛局総務部契約課契約審査第１係　ＴＥＬ048―600―1800（内線2442又は2449）ＦＡＸ048―600―1842

⑵　入札説明書及び仕様書等の交付期間等

ア　交付期間　平成29年８月31日から同年10月16日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時の間を除く。

イ　交付場所　上記３⑴に同じ。

ウ　交付方法　上記２⑵の資格を確認できる証明の写しを提出した上で、交付を受けること。

⑶　紙入札方式参加承諾願の提出期間等

ア　提出期間　上記３⑵アに同じ。

イ　提出場所　上記３⑴に同じ。

ウ　提出方法　紙入札方式による場合は、紙入札方式参加承諾願により作成し、持参により提出すること。

⑷　入札書の提出期間等

ア　電子調達システムによる場合

提出期間　平成29年10月20日午前９時から午前10時まで

提出方法　電子調達システムにより提出すること。

イ　紙入札方式による場合

提出期間　上記３⑷アに同じ。

提出場所　北関東防衛局総務部契約課契約第２係

提出方法　持参により提出すること。

⑸　開札の日時及び場所

ア　日時　平成29年10月20日午前10時30分

イ　場所　北関東防衛局７階Ｃ入札室　さいたま市中央区新都心２―１さいたま新都心合同庁舎２号館

⑹　電子調達システムについての問い合わせ先

政府電子調達（ＧＥＰＳ）ホームページ
https://www.geps.go.jp/

⑺　電子調達システムにおいて、システム障害が発生した場合には、日時及び入札方法等を変更する場合がある。

4　適用する契約事項

⑴　契約条項

⑵　談合等の不正行為に関する特約条項

⑶　暴力団排除に関する特約条項

5　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約書作成の要否　要

⑶　入札保証金及び契約保証金　免除

⑷　入札説明書等を受け取っていない者の入札参加は認めない。

⑸　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kotaro Yoshida, Director General, North Kanto Defense Bureau

⑵　Classification of the products to be procured : 14

⑶　Nature and quantity of the products to be leased, installed with maintenance services : Copying machines

⑷　Period of lease : April 1, 2018 to March 31, 2022

⑸　Place of installation : North Kanto Defense Bureau, etc.

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;

ａ）not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, a minor, a person under curatorship or a person under assistance that obtained a consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

ｂ）have the grade A on the “offer of servises, etc.” and be qualified for participation in tenders in the Kanto／Koshinetsu district, in terms of the Ministry of Defense qualification for participating in tenders by Cabinet Office (Unified qualification for every ministry and agency) in the Japanese fiscal years 2016, 2017 and 2018.

ｃ）be not being suspended from nomination, etc. by Ministry of Defense.

⑺　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by government electronic system : October 16, 2017, 5 : 00 P.M.

⑻　Time-limit for the submission of tenders by government electronic system : October 20, 2017, 10 : 00 A.M.

⑼　Point of contact／Place to submit the tender document, to bulletin the contract clauses and to issue the tender instruction : Contract Division, Administration Department, North Kanto Defense Bureau Saitama-Shintoshin National Government Building Tower 2, Shintoshin 2―1, Chuo-ku, Saitama city, Saitama Prefecture, Zip 330―9721, TEL 048―600―1800 (Ext. 2442 or 2449)